

参議院法務委員會會議錄第七号

昭和三十年六月二十一日(火曜日)午前
十一時二十八分開会

委員の異動
六月十五日委員須藤五郎君辞任につき、その補欠として羽仁五郎君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長
理事
成瀬
幡治君

委員

岩沢 忠恭君
中山 福藏君

法制局側

說明員

今日の会議に付した案件

上級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

內閣提出)

元春等処罰法案（衆議院送付、予備審査）

少年院法の一部を改正する法律案
内閣送付、予備審査

委員長（成瀬幡治君）　これより法務

まず、下級裁判所の設立及び管轄区

を議題に供します。

ありますが、別に御発言がなければ

「異議を述べたいと存します。御異議ございませんか。」

委員長（成瀬幡治君） 御異議ないといふ。

それではこれより討論に入ります。

意見の相違の点に、賛否を明らかに
してお述べを願います。

○委員長(成瀬幡治君) 別に、御意見もないようでございますが、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長（成瀬幡治君） 御異議ないと

認めます。それではこれより採決に入ります。下級裁判所の設立及び管轄区

域に関する法律の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案通り

可決することに賛成の方の挙手を願ひます。

〔贊成者举手〕

さいます。よつて本案は全会一致を

いたしました。

二条により、議院は提出すべき報告書の

は、慣例により委員長に御一任願ひ、二、三の委員に提出すべき報告書の作成、その他事後の手續につきまして

いと存じます。御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

藤原 道子 一松 定吉
小林 亦治 中山 福藏

○委員長(成瀬幡治君) それでは荒春
等処罰法案を議題に供します。

まず、提案者から趣旨説明をお願いいたします。

○衆議院議員（神近市子君）　ただいま議題となりました売春等処罰法案につ

きまして、その提案理由を御説明申し上げます。

戦後の混乱期におきまして、社会不安、道義の頹廃等の影響を受け、売春

をする婦女の数が著しく増加した。

じますが、その後わが国が独立を獲得

一日付連合國最高司令官の「日本における公娼廃止に關する覚書」によりまして、表面上は、一応公娼その他契約に束縛された私娼の制度は廃止を見た

は、依然として娼家及びこれに隷属す

の民主主義的自覚、道徳的觀念の高揚、衛生思想の普及向上にあわせて、民生の安定のための諸施策に待たなければならぬことは言うまでもないのであります。これが同時に、寛春及び寛春をさせる行為等を処罰する立法措置を講ずべき必要のあることが痛感されるのであります。

現在におきましては、昭和二十二年勅令第九号、婦女に寛春をさせた者等の処罰に関する勅令が、昭和二十七年法律第三十七号、ポツダム宣言の受諾に伴い発する法務府関係諸命令の措置に関する法律によりまして、独立後も法律としての効力が与えられているのであります。この勅令は全文わずかに三箇条にすぎず、その効果はあまり期待できないのであります。さきに、昭和二十八年三月三日、第十五回国会において寛春等処罰法案が参議院において議員から提出されましたが、これは、同年三月十四日、衆議院の解散のため廃案となりました。その後、昭和二十九年五月十三日、第十九回国会において再び寛春等処罰法案が衆議院において議員から提出されましたが、この法案は第二十回国会に継続審査の措置をとられたものの、同年十二月九日をもって廃案となりました。で、同年十二月十日、第二十一回国会において三度同法案が衆議院において議員から提出されたのであります。しかし、この法案も、昭和三十年一月二十四日、衆議院の解散のため、廃案となりました。

以上が、最近における寛春等の処罰に関する法律案の立案並びに審議の経過であります。翻って諸外国の立法例を見ますれば、今日の民主主義諸国

家におきましては、寛春及び寛春をさせる行為等を処罰するために法制を具備しているものが多いのであります。また、さきにも申し述べましたように、将来わが国が国際連合に加盟したとしても、この際、国際連合が採択いたしましたところの、人身売買及び寛春により利益を得る行為の禁止に関する条約の趣旨を尊重した法律を制定いたしますことは、きわめて必要なことと考へ、また、今日世論において寛春及び寛春をさせる行為等の処罰に関する法律の制定を要望する声が高まっておりますので、この世論にこたえるために、この法律案を立案提出いたしました次第であります。

次に、この法律案の内容の概略につき、御説明申し上げます。

第一に、この法律案におきましては、寛春の定義を掲げて、婦女が対償を受け、または受ける約束で不特定の相手方と性交することをいうものとし、その寛春をした者及びその相手方となつた者を共に処罰することにいたしました。

第二に、寛春の周旋、勧誘及び寛春を行う場所を供与した者も処罰することにいたしました。

第三に、婦女を欺き、もしくは困惑させて、又は親族、業務、雇用その他の特殊關係を利用して寛春をさせた者も嚴重に処罰することにいたしました。さらに、その者が婦女からその寛春の対償を受取り、要求し、約束した場合には、刑を加重して、一年以上十年以下の懲役または五十万円以下の罰金に処することいたしました。

第四に、婦女に寛春をさせることを内容とする契約の申し込みまたは承諾

をした者を処罰することにいたしました。これは、当然公序良俗に違反する行為でありますから、かかる契約が無効であることは論を要しないのであります。したが、これに刑罰規定を設けることによつて、人身売買を防ぎ、婦女を奴隷的に拘束するがごとき關係の成立を防止しようとするものであります。

第五に、寛春施設を経営し、または管理した者、及び寛春施設の経営に要する資金、建物その他の財産上の利益を供与した者を処罰することにいたしました。

なお、以上の罰則には、情状により懲役及び罰金を併科しうるものと、さらに第六条から第八条までの行為については、取締りの徹底を期するため、いわゆる両罰規定を設けることにいたしました。

以上、立法の趣旨及び本法案の要点につき御説明申し上げます。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことを希望する次第であります。

○委員長(成瀬權治君) ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(成瀬權治君) 速記を起して下さい。

本案に対する質疑は次回に譲りたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕
○委員長(成瀬權治君) 御異議ないと認めさうにいたします。
速記をとめて下さい。
午前十一時四十三分速記中止

午後零時二分速記開始
○委員長(成瀬權治君) 速記を始めて。暫時休憩いたします。
午後零時三十分休憩

午後二時十五分開会
○委員長(成瀬權治君) これより委員会を再開いたします。

少年院法の一部を改正する法律案を議題に供します。本案について御質疑のあり方は御発言願ひます。

○宮城タマヨ君 ただいま問題になりました少年院法の一部改正につきまして、前段の死傷者に対する手当金についてのことは、後日の委員会に回したいと思つております。さきよりは速戻状のこととそれからあわせて手錠の問題等を少し法律的に伺つてみたいと思つております。この前各条文に入ります前の一般的の質問をいたしまして、これもまだ最後まで済んでおりませんのでございしますが、いろいろな都合上、さきよりはじめにこちらに入つて伺いたいと思つております。この政府の法律案に対します提案理由を見ますと、いと、これはまことに時宜に適しました納得のことができるのでございします。が、ここにもございしますように、逃走者を連れ戻す場合の措置を明確にして、少年院の在院者が逃走した場合に、敏速かつ適切な措置によつて、社会と本人の利益のために、なるべく早く連れ戻しができるように、という希望から今度の改正をしたというその趣旨にも私はまことに賛成でございします。ただ、一番の問題点でございします。今まで少年が逃走いたしましたときに警察官の活動につきまして非常に問題もございしますし、立法上の問題も

ございしますし、実際の警察官の活動につきましても疑義もございしましたし、また警察官の申し分を聞きまして、なるほどと納得できるような、これは何とか手を打たなければならぬのじゃないかというふうな、つまり立法的措置を要するじゃないかというふうに考へておりましたことに対しまして、今度のこの法案によりまして、警察官に院の院長の請求がありましたときに、家庭裁判所の判事がつまり速戻状の令状を発することができるといふそのことは、まことに私は警察官の活動につきましてそうしてまた逃走いたしました少年たちを敏速に連れ戻すという意味合いにおきまして、長らくの問題を解決する非常にいい法案でございまして、これには私は全面的に賛成をいたします。でございしますが、少年院の職員が子供を連れ戻すときに強制力を使つて連れ戻さなければならぬ場合だけに判事の令状を院長の要求によつて出すという、その点なのでございします。その点につきまして私は一問一答でまず矯正局長にそのお答えを願ひたいと思つております。今まで少年が逃走いたしました場合は、実際の状態はどういうことになつておつたのでございしますようにか。

○政府委員(中尾文策君) 二十九年中に逃走いたしましたものの連れ戻し状況がどういふことになつてゐるかというところを、これは少年院だけのことでございしますが調べてみますと、昨年中に逃走いたしましたものの総計が八百八十三名となつております。そしてその中で未復院、つまりまだ逃走したまま歸つて来ないもの、これを二百三十二人、結局六百五十一名が連れ戻された

ございしますし、実際の警察官の活動につきましても疑義もございしましたし、また警察官の申し分を聞きまして、なるほどと納得できるような、これは何とか手を打たなければならぬのじゃないかというふうな、つまり立法的措置を要するじゃないかというふうに考へておりましたことに対しまして、今度のこの法案によりまして、警察官に院の院長の請求がありましたときに、家庭裁判所の判事がつまり速戻状の令状を発することができるといふそのことは、まことに私は警察官の活動につきましてそうしてまた逃走いたしました少年たちを敏速に連れ戻すという意味合いにおきまして、長らくの問題を解決する非常にいい法案でございまして、これには私は全面的に賛成をいたします。でございしますが、少年院の職員が子供を連れ戻すときに強制力を使つて連れ戻さなければならぬ場合だけに判事の令状を院長の要求によつて出すという、その点なのでございします。その点につきまして私は一問一答でまず矯正局長にそのお答えを願ひたいと思つております。今まで少年が逃走いたしました場合は、実際の状態はどういうことになつておつたのでございしますようにか。

○政府委員(中尾文策君) 二十九年中に逃走いたしましたものの連れ戻し状況がどういふことになつてゐるかというところを、これは少年院だけのことでございしますが調べてみますと、昨年中に逃走いたしましたものの総計が八百八十三名となつております。そしてその中で未復院、つまりまだ逃走したまま歸つて来ないもの、これを二百三十二人、結局六百五十一名が連れ戻された

ことになっていますが、それがどうい
うふうな状況で連れ戻されているかと
申し上げますと、少年院の職員が連れ
戻したものの、それから警察官が連れ
戻したもの、それから両者が協力して連
れ戻したもの、あるいは民間人の協力
によって連れ戻されたものの、その他も
ございます。自発的に復讐したものと
いうものもございまして、まだそのほ
かにございしますが、大体こういう状況
で帰っておりますが、その日数を見て
みますと、大体最初の日から二日間
に三百二十五名、約半数でございま
すが、三日目で五十二名というふう
に帰って参りまして、五日から十五日ま
での間に百四十六名、それから今度は
三十日くらい、一ヵ月で帰って参ります
ものが七十一名、三十日以上で帰って
おるものは五十七名というふうな工合
になっております。そしてその中で
少年院の職員が連れ戻したものが二百
三名、約三分の一で、警察官が連れ戻
したものが二百六十、両者の協力に
よって戻されたものが五十八、自発的
に帰って参りましたものが三十七名、
大ざかみに申しまして大体さような工
合になっております。

○宮城タマヨ君 少年院の職員が連れ
戻すという場合に、手錠をはめて、そ
うしてほとんど強制的に連れ戻すとい
うような場合はたくさんございすか。
○政府委員(中尾文策君) 最初の二日
間に少年院の職員が百六十二名、それ
から警察官と協力いたしまして三十二
名連れて帰っておりますが、大体こう
いう場合は手錠をはめる場合も相当あ
ると思ひます。

○宮城タマヨ君 少年に手錠をはめて
もいいという根拠はどこにございま
すか。

○政府委員(中尾文策君) これはこう
いうふうな強制力を伴います。処置
は、刑事訴訟で申しますと逮捕、勾引、
少年の關係で申しますと同一と、同
行であるとか、あるいはこういう連れ
戻しであるとかいうふうな場合には、
やはり強制力を使うということが前提
になっておりますので、その受当な強
制力の使用の方法というふうに認められ
ます。範囲と方法というところで使われ
るようなものは、大体初めからその中
に含まれて予想されておるものだと
いうところから使っているわけでは
ありません。

○宮城タマヨ君 そうすると法律に根
拠があるという解釈でございすか。
○政府委員(中尾文策君) その個々の
場合について明文はございせんが、
そういう強制力を使うということか
らいたしまして当然出てくる結論とい
うことになっておるわけではござい
ません。

○宮城タマヨ君 実際問題としてしま
して、それはやむを得ず手錠をはめ
て引っぱってこなければ、どうしても
連れてくるのができん、やむを得ず
のために手錠をはめたという、すべて
がそりだとして局長お認めでござい
ましか。つまり私の意味は、不当に手錠
を使っているかという心配からそれ
を伺っておるわけではございすけれ
ども、局長はどういう御意見なんで
ございすか。

○政府委員(中尾文策君) もちろんこ
ういふものの使用というものは、も
うほんとうに最後のぎりぎりのほかに手
段がないという場合にしか使えないも
のでありまして、その必要を越えて使
うということとは、これは許されないわ
けでございす。おそろく現場にお
きまして、そういう精神でこれを
使っておることと考えております。

○宮城タマヨ君 そりすると逃走した
ものの三分の一というものは、みんな
手錠をはめて引っぱってこられたと解
釈してよろしゅうございすか。
○政府委員(中尾文策君) 私具体的に
その点につきましては調査をいたし
ておりませんが、まさか三分の一のも
の、つまり二日間つかまえたものを全部
について手錠を使っておるということ
は考えられないと思ひます。そういう場
合に職員がたくさんおりましたら、職員
で取り囲んで連れて来ることができ
ると思ひますし、あるいは近い場所
でございしたら、手をとるとか体を
つかむとかいふふうなことで帰せる
こともできると思ひますから、これは
さういふふうに全部手錠を使ってお
るということまで考えなくてもいい
と思ひます。

○宮城タマヨ君 その手錠がいわゆる
子供の人權をじゅうりんしているか
ないかという、これは大事なことで
思ひます。これは最後の責任を
負って下さる方は一体だれなんで
ございすか。少年院長でございすか。
局長でございすか。大臣でござい
すか。

○政府委員(中尾文策君) まあ、これ
は結局法務行政の最高責任者が、こ
れはまあぎりぎりまで押しつめて参
りますと、法務大臣ということにな
ります。しかし具体的に矯正局長
がさういふことにつきまして判断
いたしまして、大臣からまかせられて
指針

監督をいたしておりますので、まあ矯
正局長に責任があると思ひます。

○宮城タマヨ君 そりしますと、局長
は、三分の一のものがどういふふう
にして連れ戻されるかということは、
あまり詳しく御存じないような先ほど
の御答弁のように私は解釈しましたが、
こういう大事なことにございまして、
責任者としてそれが本場に必要に使
われるか、必要以上に職員が、つま
り自己を守る意味合いにおいてやす
くつくという意味合いにおいて使
つておる場合があるのじゃないかとい
うことが今まで責任を持ってお調べ
になったことがございす。さういふ
ことについてお調べをいたしてござ
いますか。

○政府委員(中尾文策君) 具体的には
調べておりませんが、しかしさうい
ふふうなときの処置、態度などなん
かについては、種々気をつけなければ
ならないことにつきましては、たび
たび注意喚起しております。

○宮城タマヨ君 少年院というものは、
これは矯正教育の場所、刑務所
と違っておりますが、これはさうい
うことでございすが、民法の八百二
二条に懲戒権のことが言つてござい
すが、それに親権者の行方とさうい
うものなものが規定されておる。そ
の親権者の懲戒権につきまして、そ
のことから少年院法の第八條の懲戒
といふものが私出ていると思つて
ございす。これをこの法律の精神を
よく読んでみますと、少年院の院長
は親権を代行する権利を持つとい
う、つまり親代りに少年を預かる
という私は精神じゃないかと思つて
ございす。

○政府委員(中尾文策君) 私は精神は
さうだろと思ひますが、法律的に直
接の結びつきは、少年院長が親権を
代行しているといふところまで正
確なものではないと思ひますが、し
かしその精神はさういふ親代りに
本人を保護育成する、矯正してい
くといふようなものであると存じ
ます。

○宮城タマヨ君 院長にその親代りの
権限がございまして、その下で統率
されておる職員も、自然に親となり、
教師となる責任を持って、さうして
愛情をもつて導くのが私は矯正教育
の真髓で、しかもこの少年法ある
いは少年院法の法律のこれは精神
であらうかと思ひます。その少年
院を逃走いたしました者について、
いつてみれば、わが子がわが家を
逃したと同じ私は意味であらうと思
ひますが、一体さういふ子供が
家を出た場合には、それは親心とい
ひましたら、いかなる手を尽しても
早く家に戻つてほしい。さうして
この種の子供はひととき早く連れ
戻さなければならぬというわけは、
周囲の社会を騒がせるし、近所を
荒らすし、それから、逃走した者
は必ず何か悪いことをするだらう、
するはずだ、だから子供のために
親心をもつて早く連れ返さなければ
ならぬというの、私はこれはもう親
の責任でもあるし、親の愛情であ
らうかと思つてございす。さうい
ふものが連れに行きまして、とき
に、一体今までも手錠をはめて引
っぱって来なければならぬといふこ
とは、これは教育者を放棄している
もので、少年院の職員はこれであ
らうか、非常に低下しておる、教育
的思想のない職員であればこそ、
私はこんなことができるというふう
に解釈したいのでございすが、その
点いか

がでしうか。理屈ではなしに實際問題はどういうことになっておるか。

○政府委員(中尾文策君) 少年院の職員が、少年に對していろいろの氣持でなければならぬということは全く同感でございます。ぜひありたいものだといふに考へております。ただ、逃走いたしました者の中に、いろいろ状況が違つておりました、非常にあはれて反抗して、どうしても帰つてこない、特に脱出直後の状態などでは、相当反抗もいたしまして、なかなか乱暴もいたしまして、すぐにはちよつと帰つてこないといふ、説得くらいではなかなか帰つてこない場合があるのです、そういう場合はやむを得ず強制的に引つぱつて歸つてくるという場合も生じてくるわけでございますが、しかし、そういうことになりまして、やはりそれはどこまでも愛の精神でやらなければならぬことはもちろんでございます、何も片っぱしから手錠を使つて易きにつくといふようなことがあつてはちろんならないわけでありませう。

○宮城タマヨ君 そこで私伺いたいでございますが、旧矯正法の第十五条を見ますと、「在院者又は仮退院者逃走シタルトキハ少年審判所及矯正院ノ職員ハ之ヲ逮捕スルコトヲ得」となつております。ここにも逮捕といふ言葉はある、そして「逮捕スルコトヲ得」となつております。それから新少年院法、その後の少年院法によりましていふと、これは第十四条で、少年院法の十四条「在院者が逃走したときは、少年院の職員は、これを連れ戻すことができる」といふことになっております。これは非常に逮捕といふ言葉がやわら

かくなつておりました、「これを連れ戻すことができる」とだからこの連れ戻すこともできるがときと場合によつたら、子供の状態によれば、連れ戻さなくてもよいという解釈が私はできると思ふ。それで私はこの条文の解釈ですが、ここに私は少年院法の非常に妙味があると思ふのでありまして、實際問題にもたくさんあることですが、逃げた、逃げるということとはそれはいいけないことです。無断で出ていくといふことはいいけないことでなければならぬ、出てもいいが、幸いにどろぼうもしないで、それでちよつといい人に会つて、その人に救われていい職についたといふこともあるでございませう。

また家庭に歸りまして、両親のもとで一生懸命に働いておつて、もう何にも問題がないといふ場合も、少いとは思いますが、私は事實あるとそう信じます。それからまた、すぐ逃走して長い日にちになりますといふと、女の子で結婚して子供までできておつた。これは私は實際知つてゐる事案なんですけれども、そういうことがあつた場合には、ぜひ連れてこなくちゃならない、強制力を使つても連れて来なくちゃならないと解釈しないでも、この第十四条といふものは非常に妙味がある。ところがこの第十四条が、おそらく政府の解釈と私の解釈とは違ひと思ひますが、一つ中尾局長の第十四条に對します解釈を伺ひたいのであります。

○政府委員(中尾文策君) ただいまの現行法の第十四条の規定のことでございますが、これは「連れ戻すことができる」といふことは、連れ戻してもいいし、連れ戻さなくてもいいといふよ

うな規定ではなく、少年院の職員に連れた権限を与える、少年院の職員に連れ戻すの権限があるといふように解釈いたしてあります。その理由をいたしまして、は、裁判所の判決がございまして、その裁判所の判決によつて少年院に入つておくわけがございまして、そこから逃げました者については、やはり少年院の職員といつたしましては、どうしてもこれをそのまま放つて置くといふことは許されないわけがございまして、やはりそういう法律關係をちゃんとして、正常なものに置きななければならぬといふ点でございませう。

○宮城タマヨ君 そうすると、私の解釈しております解釈と同じでございませう。つまり連れ戻す権限が与えられてゐるといふ、その権限がもちろんあるとなつて、なぜ今度の連戻法に、その院長が要求してわざわざ判事の令状を職員に与えなければならぬといふ、この案については、私は變だと思つておりますが、いかがですか。この法律のつまり第十四条で十分まかない得ることじゃないか。

○政府委員(中尾文策君) ちょっと私の申し上げ方が悪かつたかもしれませんが、権限があるといふことと、それから連れ戻さなければならぬといふような解釈とでございまして、連れ戻してもいいし、そのまま放つておいてもいいといふような意味ではございせん。なお、その連戻法の問題でございしますが、その権限をこれは第十四条の場合には、これはもう強制的に連れ戻すといふ場合だけのことでございまして、もう任意に歸つてくるといふような、あるいはよく本人を説得してそうして納得して歸らせるといふのは十四

条には含まれておりませんので、強制的に連れ戻すことができるという場合だけの規定といふことでございませう。従つてその強制力を使う場合には、一定の手続を踏んで慎重にやろうと、こつちのところでは今回の改正案を出しているような次第であります。

○宮城タマヨ君 どうしてこの条文から強制的に連れ戻さなければならぬといふ解釈をしなければならぬといふ、何かその解釈しなければ……、つまり強制的に連れ戻すのだといふこの十四条を解釈するといふそのもとはどこにございませうか。

○政府委員(中尾文策君) 合意の上で本人が任意で自由意思で歸つてくるというよりなものについては、これは別に法律に規定しなくてもまかなえるわけがございまして、その法律に規定いたしますのは、本人の意思に反しても、場合によつては強制力を使つても連れて歸るのだといふことで、この法律の規定は作られてゐるわけでありませう。

で連れ戻すことができる規定いたしましたことは、やはり法律に規定をいたしましたものと、普通の状態ではでないで、そういうことを規定するわけがございまして、これはやはりこの法文の解釈からいたしまして今申し上げたようなことになるものと考へております。

○宮城タマヨ君 もちろん、自分で悪かつたと思つて歸つてくる子供があるといふことは、これはそうあるべきことで、それから一度は出てみたけれども、どうも少し悪いこともしたので、けれどもおわびして警察の厄介にならぬいううちに歸つてくるというのがあるでしよう。それから警察官に、また特に職員に見つけられて納得づくで歸つてくる、それから納得しない、少しはいやだいやだ、少年院には歸らないと言つてだだをこねる者もあるでしようが、それを納得して連れて歸るといふ、少しは無理だけれども強制的に引つぱつて連れて歸るといふことがこの条文だといふのだつたら、なぜその上に新しいこつちの判事の令状を突きつけて子供を連れてこなければならぬといふような条文が必要でしようか、もうこの条文で足りてゐるじやありませんか。

○政府委員(中尾文策君) まあ連れ戻すの方法につきましては、もちろん極力納得をさせてさうして穏やかな方法で、いろいろ手数はかかりまして、この十四条によらずに連れて歸るといふことが理想でございませう。また現にさういふふうな努めておるわけでありませうが、しかしそれでもどうしても歸らない、しかもそれを連れて歸らなければならぬといふ事情があるといふよ

る場合に、この十四条が動くわけでありませんが、そうしてそういうことになりまうと、やはり本人の意思に反して強制力を使って連れて帰るという事でございまして、それについては慎重に、まだできれば納得するような方法でやった方がいいというわけで、令状主義を今度採用したいと考えておるわけでありまして。

○宮城タマヨ君　そういたしますと、子供がどうしても納得しないで強制力をもって令状を突きつけて、そうしておそらく今規定しようという手錠をはめて、どうしても引っぱってくるといふ状態のときに、この令状がもたらえぬわけですね。令状を持って行くわけなんですね。だけれども、局長はこのところをそれでよいとお考えでしょうか、どうでしょうか。私はまあ、わが子ではないにしても、長くそれこそ親としての責任、先生としての責任を持ちながら、とにかく手が出た者があつて、それは子供の年齢の超過しておる今のごさいますから、だだをこねる子もあるし、反抗する子もあると思つておられます。ですから、手錠を持ってきておるぞ、それら令状を執行する、手錠をはめて引っぱつてやるといふ、少年院の教官がそこまですなければならぬという事は、私はこれは少年院の今の教官がいかに無能であるか。そうして、そんなことをして子供を取り扱わなければならぬというふうなことだつたら、私はもう少年院なんかぶつてつぶせで、みな刑務所に入れたらよいと思つておられます。私は一日でもほんとうに責任を持ち、愛情を持って育つた

子供に対して、それは私はできぬよという少年院の職員がすべてであること願つてゐるのです。しかし、そういうことが事実においてあります。悪い子供がおります。それは認めております。そういう場合には、警察にそれをやらしたらいひので、私は矯正院の職員全部というものは、絶対に強制力を行使して子供を手錠をはめて引っぱつてくるというふうなことは、これは考へるさへ許されぬことだと思つておられますが、その点いかがでございましょうか。

○政府委員(中尾文策君)　強制力は、これはもう必ず手錠に限つておるといふこともございせん。要するに本人の意思を抑圧してこちらの実力で連れて帰るといふわけでございまして、従つてあらゆる場合に手錠が使われるというわけではなくて、まあそのほかいろいろな手段もあるかと思ひますが、しかしいづれにいたしましても、どうしても連れて帰らなければならぬ者がおるといふ場合、しかも本人がどうしても言うことを聞かないというやうな場合があり得るわけでありまして、から、そういう場合にそれではどういふ処置が考えられるかといふことになりまうと、これはまあ大体は警察官が、しかしいづれにいたしましてもこの少年院の職員が本人の意思に反して強制的に連れて帰ることができるといふ建前をとつておられます以上、つまり少年院の職員はそういう強制的な連れ戻しはできない、一切そういうことは警察官がだれか外部の者にやらせることにして、少年院の職員はもつぱら説得だけで、説得しても手段を尽し

ても本人がいやだと言つたら、もう少年院の職員は手を引かなければならぬといふやうな建前をとるならば別でありますけれども、しかしまあ現行法もつておりまうするやうに、場合によつてはやむを得なければ実力に訴へても連れて帰ることができるといふやうな規定をおいておられます以上は、そういう実力を行使する以上はやはり慎重にやつた方がいい。実力を行使する場合になることは、もちろん悲しむべきことであり、できるだけ避けなければならぬことでありますが、しかしどうしても実力を行使するといふことなら、やはり慎重にやろうといふだけのことでありまして、どういふ場合に令状を持って行つて、そうしてすぐみをきかして引っぱつてこようといふ趣旨では毛頭ないのでございまして。

○宮城タマヨ君　そういう場合はできるだけ少いことを望みますが、警察官に令状を持たせて警察に引っぱつてこさせたらどうでしょうか。

○政府委員(中尾文策君)　もちろんそういうふうにはいたしたいと思ひます。しかしいづれにいたしましても、少年院の職員が強制力を使って連れて帰ることができるといふのが、これは現行法の建前でありまして、必要な場合には……。そういうことになつております以上は、そういう実力を使う場合には、これだけの慎重な態度をとりなさいといふだけのことでございまして、どういふ場合にも実力を使うといふのはこれはないわけでございます。

○宮城タマヨ君　それは数少いとしても悪い少年で引っぱつてこなければならぬときには警察官を使つて、そうして一年に十件あるか三件あるか知りませぬけれども、その子供のたにこいういふ権限をときに悪用されたり乱用されたりしたら、それこそ子供の人權をじゅうりんするやうな大事なことではない法律を新たに作つて、私が心配しておりますのは、今日この矯正教育といつてもやはり教育の機関で、そうして大事なのはそれこそ、どういふ子供も社会の役に立つ子供を作ろうといふのが今日の苦勞なのでございまして、そういう子供たちの教育は、それはほんとうに教育の仕事といふのは学校のみなならず、こつこつと院につきましても、それこそ長い話で回り道もなくなつてやらない。そうして金も非常にかかるといふ仕事なのでございまして、けれども、だけれども今日のやうな刑務官で、つまりどろぼうを相手にしておつて、それになつておるといふやうな者をやむを得ずこの国家財政の貧困から使わなければならぬといふやうな今日の事情におきまして、こんな危ない権限を私は少年院の職員に与え得るといふやうなことをしておきましたら、やつぱり程度の低い人と言つたら失礼でございましてけれども、教育といふことの觀念の薄い、そして少年法や少年院法がどういふ精神を持つておるかといふことを十分に理解しないやうなその職員に対しては、これだけの権限を与へましたし、ましてこれだけの権限をつきまして、それよりは私は低きにつきまして、それで子供を引っぱつてくるにしまして、も、なだめて納得させて連れて来るよりも、それは手錠をはめて引っぱつて来れば楽なんです。そして道ですらかりもしないのですから、もうやすきにつきたいといふやうな人であつたら、これほど楽な私は助けの法律はないと

思つておりますけれども、それなればこそ私はこれを考へるのだと思つております。もつともこれは教育の問題で根本をいつてみたら、そして職員の問題を解決しなかつたら、こんなものをやすやすと作つていただいた迷惑する者は子供であり、そしてそれは親の目の前でも、それから家庭におります子供でも無理やり引っぱつて来るといふことになつたら、これは大へんなことが起ると思つております。その点いかがでございましょうか。

○政府委員(中尾文策君)　私はどうも宮城先生のお話を承つておりますといふと、むしろ私たちの立場の方に何かこの御賛成願ひするのじやないかと、いふやうに感じるわけでありまして、つまり強制力を使って少年を連れて帰るといふのは、現行法でやつてゐる方法なんです。現行法の認めてゐるところでございまして、それはこの十四条によりまして、強制的に、本人がいやだと言つても強制的に連れて帰る、また場合にやりましたら、手錠なんかをはめる場合もあると思ひますが、つまり現行法でやつておられますことを、新たに権限を何も与へるわけではなくて、この現行法でやつておられますことについて自衛をしようと、つまりぬうつと行つていきなり連れて来るといふやうなことにしない。やはり一応裁判所の方に連絡をいたしましてその令状をもらつて、別に令状を持つて行つて、別に突きつけるのじやございませぬ。ただ令状を持つて行けば、令状が出てゐるといふ事実だけでけつこつてあります。そうしておいてそれから本人に実力を行使する、場合によつては実力を行使することがあるといふ

だけのことでございまして、質の低い職員などがそういう野放しで実力を行使するといふよりは、やはりそういうことを救済意味から申しまして、裁判所の令状があるということによって、まあ一応慎重にやらせるということの方がいいわけと思つてございまして、要するに今回の改正法というものは、現在の権限に何も加えるものではなくして、むしろ現在与えられておられますところの権限の使い方につきまして制限を加えようと、自肅をしようという点にまあ改正の主眼があるわけでございます。

○宮城タマヨ君 その点が非常に大事な点で、それは大いに私と食い違つてゐる点で、同じじゃありませんが、第一審に、現行法の十四条の解釈でございしますが、これは連れ戻す、連れ戻すことができる、ということ、これは強制的に連れ戻す場合だけであつて、あつて、そして普通に、尋常に連れ戻すときには何も条文なんかはなくてもいいというお話しでございましたが、私はそれは納得できません。子供を連れ戻す場合にも、この条文によりまして、連れ戻すこともできる、また常識でもって連れ戻さない方がいゝのじゃないかという場合には、連れ戻さないでもいいじゃないか、そういう私は条文の解釈をしたいと思ひます。だけれどもこれをどうしても強制的の場合だけ十四条が使われるとおつしやるなら、そういう解釈を一体何によつてするかという出どころを私は聞きたいのです。私は三十年前にこれはもう矯正院法、少年院法ができましたときに、あの騒ぎがあつてできております。その時代の速記録からずつと調べ

てみまして、一体これは、こういうことはいつどこから解釈が出てくるか、非常に私はおかしいと思ふ。納得がいかないのです。もつとこれはこういうところから解釈が出てくるという出どころを、はつきり私は教えて下さつて、納得ができるなら納得いたします。それはどうなんですか、どうして。さつきのところへ戻るようございしますけれども……

○政府委員(中尾文策君) どうも任意に合意でございまして、要するに本人が自分の決心で帰ってくるようになるというやうな場合には、これは昔の先生が説得する場合もありましたし、あるいは警察官でも少年院の職員でも説得をした結果、本人がその気持になつて帰ってくるという場合もございまして、わがわが法律で断つるまでもなく、これは誰がもうやつてもいいのであります。この十四条で特に少年院の職員と限定してありますのは、強制的に本人の意思に反して連れてくるという場合に、少年院の職員に限るべきであるというのを規定したものと解釈せざるを得ないのであります。法律でそういうふうな本人の意思に反して強制的に行うべきというやうなものは、これはどうしても法律で規定しないといふと許されないわけでございます。従ひましてこの法律にこれが規定してあるのは、そういう精神から規定してあるといふふうに解釈しております。

ましたのを、それは取つて連れ戻すというやわらかい言葉にやつてゐるので、それをまた今度その逮捕状にひつし令状でもつて子供を逮捕してこようというやうな、これはもう連れ戻しという言葉はやわらかくなつておりませんけれども、これは逮捕状です。これはどういふわけなんですか。どうしては納得ができません。

○政府委員(中尾文策君) これはどうしても裁判所の判決がありまして、少年院に送致するという判決に従つて少年院に入れておるわけでありまして、それから、従つて少年院から逃げて行つたという者については、もう一ぺん少年院に帰してもらわなければならぬといふことは、当然そういうことになつてくると思ひます。任意にはかの法律上の根拠もなく、少年院の職員が一方的判断によつて連れ戻さなくてはならないやうな場合には、参らないと思ひます。ただ、実際問題といたしましては、まあこれは速記に取られたり何かいたしました、差しつかえがあるかもしれないと、それは少年院長の腹芸でもうこういふ者はこの程度の腹芸でもうこういふ者にはこの程度は、少年院長の腹芸で知らん顔をして、そういうふうな連れ戻す手続をしないといふ方がいゝと思ひます。また、そういうことも現にやつておるわけでありまして、しかしこれは少年院法という法律上から申しますと、法律の建前といたしましては、裁判所の判決によつて少年院に送られた者が逃げたら連れ戻さなければならぬとい

うのは、法律上の建前であると思つたわけでありまして、

○市川房枝君 今の宮城さんと局長の問答を伺つておまして、私は法律にはきかれてしつとでございしますから、あるいは見当違いのことを申し上げるかもしれないけれども、今の十四条の「連れ戻すことができる」といふ、それだけを見ますといふと、どうしてもこれは強制とは思えないのです。もしこの法律のほかに、この条項のほかに局長のおつしやいましたように裁判所で判決があつたのだ、その少年がまあ逃亡した場合にこれを連れ戻すといふんですか、逮捕するといふのは当然だ、それはわかりますけれども、その場合にそれが一体連れ戻すか、それは警察官が当然やるのだ、こういう規定がこの条項のどこにあつて、そして警察官とは別にこの少年院の職員が連れ戻すことができる、こゝういふのならわかるのですけれども、この法律だけで「連れ戻すことができる」といふ表現になつておる条項は、ちよつと強制的とは私どもしろうとは受け取れないわけでありまして、その点どうなんですか。

○委員長(成瀬權治君) ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(成瀬權治君) 速記を起して下さい。

○政府委員(中尾文策君) 連れ戻しができるというのはこの第十四条だけでございします。そして連れ戻しができるというものは、少年院の職員といふことに限られております。従つてこれはそれ以外の少年院の職員でも場合によつては、差しつかえありませんが、

それ以外の人が少年を連れてくるという場合には、十四条によつては連れ戻すことができません。十四条の場合には強制力がありますが、それ以外の場合は説得の方法、本人が納得して連れてくるという方法ならばだれがやつてもかまわないのであります。しかし強制力を用いてやるのは少年院の職員に限るという趣旨であります。なおまた、同じ少年院の職員が連れて、事実上引っぱつて帰ってくる場合におきましても、この十四条によらないで、よく話し合つた上で納得して連れて帰るというやうな場合、これも十四条ではないわけでありまして。

○市川房枝君 どうもこれが強制力があるとおつしやるのは、私にはどうも納得がいかない。これは法律用語としてこゝういふ表現でやはり強制力があるとおつしやれば、これは私は法律家じゃありませんからわかりませんが、けれども、しかしちよつとさつき宮城さんの答弁の中で言外に含まれてゐること、少年院の職員がその子供を見てこれは見のがした方が結果としてはいいのだといふときは、少年院の職員の腹芸で見のがすこともあり得るのだといふことをちよつとおつしやいましたけれども、それならば私は納得できるので、連れ戻すことができる、連れ戻すといふ証に実はなるのですけれども、連れ戻すことができる、連れ戻すといふことは言外にあつたがやゝりこれは強制的なものじゃないといふことを肯定しておいでになる証になつては、差しつかえありませんが、

○政府委員(中尾文策君) いえ、やはり腹芸と申しますのは、実は法律の裏に隠れて、法律無視をやるという意味で腹芸と申し上げたわけでありまして、やはり正面切つてはそういう処置はできない。やはり正面切つて申しますというのと、この少年を連れ戻さなければならぬという趣旨でございまして、少年のためにさえるならば、ある場合にはそういう腹芸をやつてもいい場合もあるという趣旨でございします。

○委員(成瀬權治君) ちょっとと速記をやめて。
○委員長(成瀬權治君) 速記を起して下さい。
○市川房枝君 それならばこんなできさなければならぬと書いてはいけないうのですか、そうしたら疑問の起る余地がないけれども……

○政府委員(中尾文策君) つまりこれは連れ戻すという趣旨でございまして、十四条は全然触れておりませんので、十四条をいましてはそういう連れ戻すという権限を与える、まあもとの矯正院法なんかでは「スルコトヲ得」というふうになっておりますが、この場合もしていいし、しなくてもいいというのではなくして、その権限を与えておくという意味だつたと思ひます、やはりこの十四条もそういう意味で権限に關係がある条文だと思ひます。

○宮城タマヨ君 私はこの十四条がいろいろ規定がございしますことが、これは

は私少年法の精神だと思ひます。だから連れ戻さなければならぬという強制的な意味でしたら、私はもつと書き方があると思ひます。だけれども連れ戻さなくてもいい場合も予想して、あなた腹芸だとおっしゃるけれども、腹芸でも何でもなし、連れ戻さなければならぬ少年のためになるという場合があるのですから、従つてこれを生かしてこの通りでいいじゃありませんか。そうしてなおどうしても連れ戻さなくちゃならぬ少年だが、なかなか手ごわいやつで職員の方を聞かないというふうなものの場合、あるいは少年を隠しているとか、あるいは悪い窃盗団の中に入つていて、その大人のために歸らないといふような場合には、それこそ警察官にこの令状を出して警察官に連れ戻させればこれはいいのですよ。私はこの条文の解釈もおかしいし、あなたが今法律的な根拠を与えて下さつて私が納得できればありがたいことですが、私も、私は非常に妙味のある条文だと思つておる。むしろ私はもう連れ戻さなくてもいいような子供を、少年をそのまま放つておくというところは、少年院としては処置に困るのじやないかという場合が實際問題として出てくる。だから処分の決定変更をするという新たな規定を設けなくちゃならぬのじやないか。たとえば何カ月たつたが、どうしてもこれは行方不明だ、あるいはほんとうは行つてみたけれども、まあそれは腹芸で、行つてみたけれども、落ちついていて悪いことをしないから、あそこへ置いておいた方がほんとうに少年院に入れておくよりもいい場合があるのですよ。その少年院、刑務所はもろのこのこと、あんなところに子供を入れておけば、いい子供も悪くなる場合があると思ひます。だから落ちついて悪いことさへしなければそこに置いておきたいと思ひます。そういう場合にこの法文は実に少年法の妙味をうたつてゐるのだ、これはこの通り、これが強制力を持つてゐるのだといふやうなことを解釈せんほうがいいのじやありませんか。むしろそれだつたら、裁判の決定変更をして、きれいにそこで少年院の責任を帳簿面も問題のないやうにしておくといふ処置の方が、私はむしろ当然だろふと思ひます。それがいかでございしますようか、その点……

○政府委員(中尾文策君) 確かにそういうふうな逃走いたしました少年の場合には刑務所から逃走した場合と違ひまして、問題のニュアンス、実質が違ひしておりますので、そういう今宮城先生の御しやいますやうなものもある場合におしやいますに考えなければならぬことであると思ひます。そういう処置も研究をいたさなければならぬのであります。しかし、これがまあ少年院係につきましても法律の根本的改正をいたします場合に、根本問題として取り上げることにいたしまして、少くとも私たちの解釈をいたしましては、現行法の十四条からはそういうふうな処置はとれない。やはり腹芸で行くよりほか仕方がないといふのが、どうもその法律の解釈として正しい解釈だと思ひます。に考へないわけにいかないと思ひます。

○宮城タマヨ君 これは私は心配のあまり局長に伺うのでございしますけれども、今實際問題としてこういう就んで見ると、連戻状といったやうな判事の令状を出してさへも連れてこなければならぬといふやうな悪条件になつておる。つまり少年から言いますと、教官に對して、警察官や刑務官と同じに尊敬もしてないし、信頼もしてないといふやうな状態になつておるから、もう刑務所を出たあゝの逃走者と同じやうに取り扱わなければならぬといふ今状態にいつてゐるのじやないかといふ心配も、こういうことになれば起るのでございしますが、いかがでしうか。

○政府委員(中尾文策君) 私はこれは手前みそかも知れませんが、決してそういうふうな考へておりません。現に自発的に歸つて参りました少年も相当あるわけがございしますし、囚人が逃げました場合と違ひまして、何が何でも一々強制力で逮捕してくるというやうなものはないわけがございします。場合によつてはそういうふうな、特に走つて逃げた直後なんかにおきましては、實力で争うといふやうなこともあるかと思ひますが、しかし納得といふこともかなりあるわけでありまして、何もかも少年院がそういうふうな絶望的な状態であるといふふうには考へておりません。

○宮城タマヨ君 この問のときにも、河内少年院のお話が出ました場合に、少年院の教官が子供といふやうな問題を起してありますが、あのときの状態について、局長の説明を聞いておりましたときに、便所の中に投げたというたばこの吸いがらを少年院の教官が便所の中を手でまづけてみたということがわかつた。そして少年院の子供に便を顔やからだになすりつけたといふのは実

は私少年法の精神だと思ひます。だから連れ戻さなければならぬという強制的な意味でしたら、私はもつと書き方があると思ひます。だけれども連れ戻さなくてもいい場合も予想して、あなた腹芸だとおっしゃるけれども、腹芸でも何でもなし、連れ戻さなければならぬ少年のためになるという場合があるのですから、従つてこれを生かしてこの通りでいいじゃありませんか。そうしてなおどうしても連れ戻さなくちゃならぬ少年だが、なかなか手ごわいやつで職員の方を聞かないというふうなものの場合、あるいは少年を隠しているとか、あるいは悪い窃盗団の中に入つていて、その大人のために歸らないといふような場合には、それこそ警察官にこの令状を出して警察官に連れ戻させればこれはいいのですよ。私はこの条文の解釈もおかしいし、あなたが今法律的な根拠を与えて下さつて私が納得できればありがたいことですが、私も、私は非常に妙味のある条文だと思つておる。むしろ私はもう連れ戻さなくてもいいような子供を、少年をそのまま放つておくというところは、少年院としては処置に困るのじやないかという場合が實際問題として出てくる。だから処分の決定変更をするという新たな規定を設けなくちゃならぬのじやないか。たとえば何カ月たつたが、どうしてもこれは行方不明だ、あるいはほんとうは行つてみたけれども、まあそれは腹芸で、行つてみたけれども、落ちついていて悪いことをしないから、あそこへ置いておいた方がほんとうに少年院に入れておくよりもいい場合があるのですよ。その少年院、刑務所はもろのこのこと、あんなところに子供を入れておけば、いい子供も悪くなる場合があると思ひます。だから落ちついて悪いことさへしなければそこに置いておきたいと思ひます。そういう場合にこの法文は実に少年法の妙味をうたつてゐるのだ、これはこの通り、これが強制力を持つてゐるのだといふやうなことを解釈せんほうがいいのじやありませんか。むしろそれだつたら、裁判の決定変更をして、きれいにそこで少年院の責任を帳簿面も問題のないやうにしておくといふ処置の方が、私はむしろ当然だろふと思ひます。それがいかでございしますようか、その点……

○政府委員(中尾文策君) 確かにそういうふうな逃走いたしました少年の場合には刑務所から逃走した場合と違ひまして、問題のニュアンス、実質が違ひしておりますので、そういう今宮城先生の御しやいますやうなものもある場合におしやいますに考えなければならぬことであると思ひます。そういう処置も研究をいたさなければならぬのであります。しかし、これがまあ少年院係につきましても法律の根本的改正をいたします場合に、根本問題として取り上げることにいたしまして、少くとも私たちの解釈をいたしましては、現行法の十四条からはそういうふうな処置はとれない。やはり腹芸で行くよりほか仕方がないといふのが、どうもその法律の解釈として正しい解釈だと思ひます。に考へないわけにいかないと思ひます。

○宮城タマヨ君 これは私は心配のあまり局長に伺うのでございしますけれども、今實際問題としてこういう就んで見ると、連戻状といったやうな判事の令状を出してさへも連れてこなければならぬといふやうな悪条件になつておる。つまり少年から言いますと、教官に對して、警察官や刑務官と同じに尊敬もしてないし、信頼もしてないといふやうな状態になつておるから、もう刑務所を出たあゝの逃走者と同じやうに取り扱わなければならぬといふ今状態にいつてゐるのじやないかといふ心配も、こういうことになれば起るのでございしますが、いかがでしうか。

○政府委員(中尾文策君) 私はこれは手前みそかも知れませんが、決してそういうふうな考へておりません。現に自発的に歸つて参りました少年も相当あるわけがございしますし、囚人が逃げました場合と違ひまして、何が何でも一々強制力で逮捕してくるというやうなものはないわけがございします。場合によつてはそういうふうな、特に走つて逃げた直後なんかにおきましては、實力で争うといふやうなこともあるかと思ひますが、しかし納得といふこともかなりあるわけでありまして、何もかも少年院がそういうふうな絶望的な状態であるといふふうには考へておりません。

○宮城タマヨ君 この問のときにも、河内少年院のお話が出ました場合に、少年院の教官が子供といふやうな問題を起してありますが、あのときの状態について、局長の説明を聞いておりましたときに、便所の中に投げたというたばこの吸いがらを少年院の教官が便所の中を手でまづけてみたということがわかつた。そして少年院の子供に便を顔やからだになすりつけたといふのは実

はらうで、たばこの吸いがらを擦したけれども、なかつたものだから、その手を振つたそのつゆが子供の顔にかかつたのだとおっしゃつたか、だろふとおつちやつたのか、そのところ私ちよつとはつきりしませんでしたけれども、そういう説明がございしました。そしてそれらの職員はそれぞれ処分をした。処分をしたといふことは、職員がけしからぬという結果でなければ処分できないと思つておられますが、だけれども、私はこの説明を聞いただけで、いかに今日の少年法の運営といふものが精神がなくなつて、ほんとうにこのこと自体が刑務行政となつていつてゐるのじやないかといふことなんでしょう。少年たちにはああ、あのやつにとりう便所の中に手を突っ込んで探さしてやつたわいといふことで、豪語しておるといふことは、これは矯正教育の上によゆしい問題じやないかと思ひます。これだからこそ、私はこういう新たな法律を作らなければならぬやうな結果になつておるので、これこそゆゆしいことで、それならたぐさんの金をかけて少年院のあの矯正教育なんといふことをする必要がないのじやないかと、こゝろに考へておるの

ております。そういう職員に対して、そんなことでみんな首になるというふうなことは、これはちよつと聞くと子供のためにそうあつてしかるべきだといふ解釈もできましようが、もつと深く掘り下げてみますと、私はこれはやはりここに問題があつて、もつと職員を取扱ひ方なんというところに、矯正教育には大きな問題があるのじゃないかというふうに考えております。特に若い大学を出て、むずかしい仕事に生涯を献身してみようという人を、あの事件で葬つてしまふということとは、非常に私は国家のために惜しいといふふうに考えておるのでございませう。あの処分なんかにつきましても、局長はあれで別に処置をしたから社会に申しわけが立つよ、といったようなことで解決をつけていらつしやるのでございませうかどうでございませうか。大へん皮肉な言ひ方でございませうけれども、私は言葉を裏からこつておるのじゃないのです。ほんとうに心の底から少年法の運営について心痛しておりますから伺つておるのであります。

の力持ちでありまして、相当私たちの目からみると成績を上げていて、こういう困難の中にあつても、なおこれだけの成績を上げておるところもあらう。こちらにあるわけでありませう。なおまた、私たちも長い目で、大きな意味で見ますと、この少年院の管理方法あるいは少年院での矯正教育の方法というふうなものは、決してカーブが下に向いておるといふふうには考えておりません。だんだんと職員の方も力が少しずつではあります。できておるようには思ひます。なおまた、今すぐ目の前の効果があるというわけではございませうが、いろいろのことにつきましても、私たちなりの研究をあらうこころでやつております。こういうことがだんだん総合的に結集されましたら、だんだんと矯正の方法についてもいろいろ技術が向上してくるだらうと考えております。

なお職員の方にございしても、ああいうようなことになりましても、非常に目立ちまして、それがあたかも全職員の失態であるかのごとき感じを与えるのであります。しかし決して私はそれは考えておりません。だんだんと少しずつ充実はしてきておるといふふうに考へております。なお、河内少年院につきましても、職員を相当入れかえをいたしまして、そしてなおいろいろ勤務方法、少年の処遇の方法などにつきましても、直接に管区長なんかとごんごんいろいろのところが優秀な職員を集めまして、みずから乗り出しましていろいろあとの再建に努力しております。この前聞きました報告では、相当立直つておるといふようなことを聞いておるわけにございませう。

○宮城タマヨ君 印旛少年院の暴動のことでございますが、これは七十六人の子供が暴動を起し新聞にも出て世間を騒がしてあります。私この七十六人の少年について調べてみましたところ、そのうちの二十一人といふものは、虞犯でもつてやられておる。虞犯で事件が起されておる少年でございませうが、そのうち二十一人は久里浜に送られて、そしてそのうちの何人かは久里浜の分院として横浜の刑務所の内に収容されたのでございませう。もとを洗つてみると、これは虞犯少年である。虞犯少年は御承知のようにまだ犯罪少年にはいかな、言うてみたら年も若いし、今のうちに手当をしておけといふようなことで、結局はだんだんいつてとつと刑務所の内に入れなければならぬ。刑務所ではありませうが、久里浜分院という名前でもございませうけれども、そういう経過をすつたとどつておるといふことをみますと、今日の保護政策といふものは、もう安全第一で、保安政策ばかりになつておる。何かあつたら弾圧せい弾圧せいといったやうな、そういう処置をとられるもので、それから、だんだんと印旛少年院なんかはあつては逃走するのはいよいよな設備でございませうから、これはやむを得ないといふ点もございませうけれども、だけれども大体から申しますと、あまり手当がきつ過ぎて弾圧的にやられるものですか、それに反抗し、より反抗しようとする。今度の手錠問題なども、手錠をはめられて反抗するところの者は、手錠をはめて安全をはかるということと天びんにかけたら、私は害の方が非常に多いだらうと心配しておりますが、とにかく後手々と

打つていつて、そうしてやがてこれは今度は集団的に職員にかかつていつて、あるいは職員を殺すという時代がくるかもしれない、あるいはまた少年院に火をつけて少年院を焼くといふやうなことも考えられる。といふことは、私は教育の面からだんだん、だんだんと弾圧の面に移つていまして、そうして後手をひいて今度どういふ事態が起るであらうか、非常に私は心配で今こゝでこれを立ち直さなかつたら、これは滅亡になりはしないかといふことを考へております。一体この印旛少年院の逃走者に対しての手当なんか、これはやむを得ぬとはいひながら、矯正局としてはこれは最善の方法だつたといふやうにお考へになつておりますでせうか。

○政府委員(中尾文策君) 決してそう最善の方法……、いろいろの方法があるのに、そのうちの一番いい方法をとつてこつたつたといふわけではございませう。ほかにちよつと考へてみまして、とる手段がなくなりましたので、やむを得ずそういう措置をとつたわけにございませうが、しかし、もうだんだんとほかの少年もおさまりましたりいたしましたので、横浜に入れております者もたしか七月一日までだつたか、七月中に解散をいたしまして出るものは出す、またほかの少年院に帰せる者は帰すといふ方法をとるつもりであります。なお、物議をかもします少年院は特別少年院、つまり高年令の少年院であります。少年院の大部分の中等少年院、初等少年院はだんだん基礎ができてきたやうに感じられます。この特別少年院についてもつとそれによく適した処遇方法を考へなければならぬ、

こゝ思うわけでありませうが、とりあえずそういうふうな処遇のむずかしい少年院といふものにつきましては、特別に少年院を一所所それにあてるやうにいたしまして、そうして一つにはほかの者に対する悪影響を避ける。第二にそういう少年自身についてもつと切実なそれに適した処遇方法をしようといふわけで、今のところその具体的方法について研究いたしております。

○委員長(成瀬權治君) ちよつと速記を止めて。

〔速記中止〕

○委員長(成瀬權治君) 速記を始め。

○宮城タマヨ君 ちよつと奥野さんがお見えになりましたから、私は立法の解釈について伺ひたいのでございませうが、この少年院法の十四条「在院者が逃走したときは、少年院の職員は、これを連れ戻すことができる。」といふこと、この条文が私はこの文字通りにこれを解釈したいと思ひ、先ほども言いました、矯正局長はこれは強制的にやるときだけにこの条文を使うのだといふ解釈でございませうが、そこで私は非常に納得しかねておりますが、いかがでございませうか。

○法制局長(奥野健一君) この十四条は「これを連れ戻すことができる。」といふので、あたかもそういうたゞ連れ戻すこともできるし……といったやうにもちよつと文字から見ると思へるかもしれませんが、これはむしろ連れ戻す権限を有するといふことを「できる。」といふことで現しているのではないかと思ひます。ちよつとそれは監獄のやうなものから逃走した場合に、これを逮捕することができるといふのと

○宮城タマヨ君 この条文に連れ戻す権限が与えられていると解釈する何か根拠がございますか。ただあかも言われることも言われるというのじゃなしに、立法的な根拠がそこにあれば伺いたいです。

○宮城タマヨ君 それは受刑者が逃走
いたしましたときに、あれは四十八時
間たてば逃走罪になるのでございま
したね。そうすると、それと同じよう
に考えますという、これは時間に制
限がないとしても、一種の逃走罪的

○法制局長(奥野健一君) まあ少年のことであるし、ことに刑事判決に基いて監獄に入れられているのとは違ひの多いのでありますが、大体その理想によつてこの立法がいたされているというふうに思つております。

いろいろな意味で二度と少年院に、それは審判の結果決定されたこととは言
いながら、そこにはやはり刑事処分分の
ときの責任と私は違つた責任があるの
じゃないかと思つたのでございますが、
それだから私はこの通りに解釈して、連
れ戻さなくても子供のためになつてい
るのじゃないかと、むしろ院に連れ帰

○法制局長(奥野健一君) ただいまのお話の点は、立法論としては非常にそういろいろを考えていい場合があるろうかと思えます。ただこの十四条の解釈といたしましては、逃走したときにもとの通りに収容ができる、そのための

た規定とはちよつと解釈できないのではないかと思ひます。(おかしいです」と呼ぶ者あり)

○市川房枝君 私は内容の問題よりも、法律というものは、これは私しろとですから専門家にお伺いするのですけれども、しろうとはちよつとわからないのです。しろうとが読めば、

この文章をその通りに、それは「連れ
戻すことができる」のだから、しなく
てもいい、こり解釈するのが私は普通
だと思ふのです。ところが実際は今や
話しのようにこれは強制的になるもの
なんだとこういうのですけれども、そ

○市川房枝君 何かほかにそういう例を二、三、この法律だけでなく、こういう言葉でもってやはり強制的な意味を持たせているのを伺いたいのですか。

○法制局長(奥野健一君) 先ほどとも

か。

○市川房枝君 それは何の第何条ですか。

○法制局長(奥野健一君) 監獄法の二十三条でございます。昔の条文ですけれどもこれは「逮捕スルコトヲ得」というふうになつております。

○藤原道子君 ところがこの少年院法では、大体のところでは何かしなければ

ばならないとか、なければならぬとか、何とかするとかというふうに言いつつ切っているのですね。ところがここでも十一條の七項の場合には、「裁判所から決定の通知があるまで収容を継続することができる」、「こいうのなら私なら

供の福祉を守る法律であるという場合も、これならできるじゃなくて、やらなくちゃならぬじゃないかと言ったらば、これできるという解釈はそうではない、それはやるのがいいことだけじゃない、むしろ、やるべきでないこと

らないというところの方が多いのですね。それを何々することができるといふふりになっている。十三条なんかでもやはり「させることができる」といふふりに出ている。ところがこで「できる」というのを書いてある十三条なんかのも、なるほどこれはこれで理解できる。十四条の「できる」という場合

は、やはり市川さんや宮城さんの言われたように、これは連れてこなくていいのだ、こういうふうに解釈できる。ところが先ほど局長が、実際問題では家庭へ落ちついて幸福に暮らしている子供は連れ戻さないことを腹芸で

やっていると、これを言われた。で強制規定なら腹芸をやっているということになると、法律の条文通りにゆけば、これはまた問題になるのじゃないか、こゝろは点はどうですか。

○法制局長(奥野健一君) たゞはほかの法律で、補助をすることができるとかいうような場合は、もちろんこれは補助の場合によつてはしなくてもいい、補助ができるということだけのことでありまして、逃げた者の、それをどうしても連れ戻す道がないのかということ、それはもう全然ないということでは困るので、やはりそれは強制力をもつて連れ戻すことができるのだという権限を与えておかなければいけないのじゃないか。だからただ連れ戻す権限があるというだけのことなので、何も連れ戻さなければならぬ義務というものは、これはまた官吏としてのものは別にありましようけれども、その連れ戻す権限があるという権能だけをこゝへ規定してあるので、その権能を行使する義務があるかどうかというふうなことは、一般職務上のいろいろな問題があるかと思ひます。

○藤原道子君 そうするとやはり私たちが言つたように、連れ戻さなくてもいいわけですね。

○法制局長(奥野健一君) 連れ戻さなくてもいいというよりも、とにかく連れ戻す権限だけはあるということでありまして、しかしその権限を行使する義務が官吏服務規律とか何かのいろいろな関係である場合があるかというのです。ただそういう権限がなければ、もう逃げるのを見放すだけかということ、そうじゃなくて、それを強制的に連れ

戻す権限はあつたものと、その権限だけを規定したものであります。

○宮城タマヨ君 強制的に連れ戻す権限があるというふうにおつしやつたのですが、その強制力という強いものを持つておるのに、ただその強い権限があるというだけで、それだけでいいのですか。そんなふうなことを解釈するのだとあなた今おつしやつた……。

○法制局長(奥野健一君) その強制力がなければ、逃げるままにどうにもならないですね。それをつかまえて強制的に連れ戻すその権限を与えられておる。ですからその意思に反して連れ戻す権限が賦与された……。

○市川房枝君 この場合連れ戻すことができる書かないで、連れ戻さなければならぬと書いていけないのですか。

○法制局長(奥野健一君) 連れ戻すのも、それは人の自由を制限することです。これは非常に重大な……自由といひますか、逃走したのを意思に反して連れ戻すのですから、その権限のあることが非常に重大な事柄と思ひます。で、連れ戻さなければならぬというものは、むしろ少年院における職務の事柄であつて、むしろその連れ戻すことのできる権限ということ、どうして一番、自由権との関係においてこれは明確に規定しておかなければならぬものといふところから、連れ戻す権というものをここに規定しておる。それを行使する義務とかいうようなものが少年院法その他の職務上の問題としてあるかと思ひます。

○市川房枝君 どうもよくわからないのですが、これはよほど私が頭が悪いのかもしませんが、とにかく私は法律というものは、これは弁護士の方だとか、それこそ役人の方だけが見るものじゃない、国民大衆がこれを見るものである、国民大衆が読んでわからないような法律があつてはならないのじゃないか、いわゆる国民大衆が読んで表現は、これはすべきじゃないのじゃないか。少くともこの十四条は国民大衆が読んだら、できると言へばしなくてもいいところのものが私は当然だと思ひます。もしそういうふうでないとすれば、表現を変えるべきであると思ひます。だから強制的なものであれば強制的な言葉を使つたらいいので、それをなせ使えないのか、なぜ解釈の通り……。皆さん法制局長なり、あるいは法務省の局長のおつしやるような意味を文章に表わさないのか、これはむしろ大衆の立場に立つて申し上げたいのですが、それはどうなのですか。

○法制局長(奥野健一君) 先ほど言いましたように、監獄の場合、逃走した者を逮捕することができるといふ場合に、逮捕する権限を規定しておつて、逮捕しなければならぬということ、その職員がその職務上当然とされる場合があるかと思ひますが、そのことには触れないで、逮捕の権限があるという、まず権限を規定しておつて、その権限を行使して逮捕しなければならぬのだといふことは書いてありませんけれども、これは監獄の職員としての義務がいろいろな公務員法上あるのだらうと思ひます。その方でその義務が出て来るのではないかと、ううううに考えます。

○市川房枝君 監獄法の第二十三条が同じような例があるとおつしやいます。

○法制局長(奥野健一君) 先ほど言ひましたように、監獄の場合、逃走した者を逮捕することができるといふ場合に、逮捕する権限を規定しておつて、逮捕しなければならぬということ、その職員がその職務上当然とされる場合があるかと思ひますが、そのことには触れないで、逮捕の権限があるという、まず権限を規定しておつて、その権限を行使して逮捕しなければならぬのだといふことは書いてありませんけれども、これは監獄の職員としての義務がいろいろな公務員法上あるのだらうと思ひます。その方でその義務が出て来るのではないかと、ううううに考えます。

○市川房枝君 監獄法の第二十三条が同じような例があるとおつしやいます。

○法制局長(奥野健一君) 先ほど言ひましたように、監獄の場合、逃走した者を逮捕することができるといふ場合に、逮捕する権限を規定しておつて、逮捕しなければならぬということ、その職員がその職務上当然とされる場合があるかと思ひますが、そのことには触れないで、逮捕の権限があるという、まず権限を規定しておつて、その権限を行使して逮捕しなければならぬのだといふことは書いてありませんけれども、これは監獄の職員としての義務がいろいろな公務員法上あるのだらうと思ひます。その方でその義務が出て来るのではないかと、ううううに考えます。

○市川房枝君 監獄法の第二十三条が同じような例があるとおつしやいます。

○法制局長(奥野健一君) 先ほど言ひましたように、監獄の場合、逃走した者を逮捕することができるといふ場合に、逮捕する権限を規定しておつて、逮捕しなければならぬということ、その職員がその職務上当然とされる場合があるかと思ひますが、そのことには触れないで、逮捕の権限があるという、まず権限を規定しておつて、その権限を行使して逮捕しなければならぬのだといふことは書いてありませんけれども、これは監獄の職員としての義務がいろいろな公務員法上あるのだらうと思ひます。その方でその義務が出て来るのではないかと、ううううに考えます。

○市川房枝君 監獄法の第二十三条が同じような例があるとおつしやいます。

○法制局長(奥野健一君) 先ほど言ひましたように、監獄の場合、逃走した者を逮捕することができるといふ場合に、逮捕する権限を規定しておつて、逮捕しなければならぬということ、その職員がその職務上当然とされる場合があるかと思ひますが、そのことには触れないで、逮捕の権限があるという、まず権限を規定しておつて、その権限を行使して逮捕しなければならぬのだといふことは書いてありませんけれども、これは監獄の職員としての義務がいろいろな公務員法上あるのだらうと思ひます。その方でその義務が出て来るのではないかと、ううううに考えます。

○市川房枝君 監獄法の第二十三条が同じような例があるとおつしやいます。

○法制局長(奥野健一君) 先ほど言ひましたように、監獄の場合、逃走した者を逮捕することができるといふ場合に、逮捕する権限を規定しておつて、逮捕しなければならぬということ、その職員がその職務上当然とされる場合があるかと思ひますが、そのことには触れないで、逮捕の権限があるという、まず権限を規定しておつて、その権限を行使して逮捕しなければならぬのだといふことは書いてありませんけれども、これは監獄の職員としての義務がいろいろな公務員法上あるのだらうと思ひます。その方でその義務が出て来るのではないかと、ううううに考えます。

○市川房枝君 監獄法の第二十三条が同じような例があるとおつしやいます。

たけれども、もう少しいろいろな法律で、そういう同じような解釈をしておる法文を、きょうでなくてよろしゅうございませうから、納得がいくまでこの問題は教えていただきたいと思ひます。から、一応今日はこれ以上この問題についてお伺ひすることはやめまします。

○法制局長(奥野健一君) 承知いたしました。

○宮城タマヨ君 今の点でございしますが、これはいつでも例にお引っぱりになるのは古い監獄法ですけども、これは行刑的の考え方とそれから保護という立場に立つて考える解釈の仕方と私はおのずから違ひのじゃないかと思ひます。それをしつて監獄法をもつにして、つまり逃走罪云々というふうなことから逮捕という言葉になり、それから今はやわらかくなつて連れ戻しというふうな言葉になつておりますけれども、大体言ひますと、少年法、この特別な法律、あの四十五議會であつただけ引つくり返つて吟味されて、そして立法されたのでございませうけれども、その立法したときのほんとうの精神から言ひますと、私は行刑的の考え方であつて、もうほんとうに新しい保護の線に立つてこの少年法というものはできたのだらうと思ひます。それだからこれをしつて監獄法と比べて行刑的に解釈しないで、私どもは保護という、教育という立場からこれを解釈すれば、この通り表向きとつて、そして表向き行使すれば子供が助かることじゃないのですか、その点はどうでございませう。

○法制局長(奥野健一君) その点は立法論としては非常に傾聴すべきものであらうと思ひますが、この十四条の解釈

としてはその権限を与えられておるといふので、この十四条から連れ戻してもし、連れ戻さなくてもよろしい裁量をここに規定しておるのだという解釈がやはり無理ではないかと思ひます。この十四条だけの……。いわゆる少年院法がそういうたつたような監獄的ではなく保護的な趣旨で非常にやわらかくなつておることは、おつしやる通りであつて、たしかこの十四条も前は逮捕とあつたのをそれを連れ戻しといひ……、しかし言葉は非常にやわらかくなつたというだけで、やはり趣旨はそこまで変える、少年法全体がそういうふうになつておるとはちよつと今考えられないと思ひますのでございませう。

○藤原道子君 ちよつと関連して、そうすると、もし連れて来なかつた場合はどうなるのですか。

○法制局長(奥野健一君) 連れてくることができるのに来なかつたといふふうなことであれば、職員の職務の怠慢といったふうなことがあるのではないかと思ひます。

○藤原道子君 しかし宮城委員が言われるように、あくまでもこれは保護を目的とした法律ですね。そうすると、この子供が落ちついて幸福に更生して生きておる。生活しておる。あるいは結婚しておるというふうな例が出てきた、これは幾ら何でも連れて帰れないと思ひます。そういう場合に連れてこなくとも職務怠慢ということになりますか。

○法制局長(奥野健一君) その点は内部の関係のことは私もよく存じませんが、そういうたつたような例外の場合においてこの権限を発動しなくてもいいというふうな特殊な場合があるかどうか

としてはその権限を与えられておるといふので、この十四条から連れ戻してもし、連れ戻さなくてもよろしい裁量をここに規定しておるのだという解釈がやはり無理ではないかと思ひます。この十四条だけの……。いわゆる少年院法がそういうたつたような監獄的ではなく保護的な趣旨で非常にやわらかくなつておることは、おつしやる通りであつて、たしかこの十四条も前は逮捕とあつたのをそれを連れ戻しといひ……、しかし言葉は非常にやわらかくなつたというだけで、やはり趣旨はそこまで変える、少年法全体がそういうふうになつておるとはちよつと今考えられないと思ひますのでございませう。

○藤原道子君 ちよつと関連して、そうすると、もし連れて来なかつた場合はどうなるのですか。

は、今私はちよつとわかりません。

○宮城タマヨ君 先ほどの矯正局長の話では、その点は腹芸でまかなつておるといふに、私はこの腹芸でまかなうということが少年法や少年院法では非常に大事だと思ひます。という事は、行刑の方でございませうという、今日教育刑でまかなつておるとは言いながら、やはり犯罪事実によつて取り扱いは違はれておりますけれども、それでございませうから非常にたやすいわけにございませうけれども、少年の場合においてはこれは全然行刑でなく教育矯正教育でございませうから、教育という観点に立ち、少年院の教官は親であり先生であるというより、ほんとうの意味においては指導者、しかもまがりくねつております子供を、もう一ぺんたき直してまっすぐなものにしてやうという特別な教育をされております。その職員たちがこれはそれこそ腹芸で、そしてほんとうに教育、一人の子供を例にとりましても、これは育ちも違ふし性格も違ふ、環境も違ふし、いろいろなものを基礎におきまして、その子供の将来というものについて考へてやらなくちゃならぬという場合に、これはこの通りに保護する、教育するものの立場に立つて考へるときに、私はこれはこのまゝどうして解釈しなくちゃいけないか。どうしてこれを行刑的に監獄法をもとにしてというより、また逃げた者は逃走罪だ、これは少年院から逃げても逃走罪にはならないのだから、私どもは逃げてもほんとうに悪いことをしてくれなさい、どうぞ間違ひを起すな。そして少年院に帰つてこ

ないでもほんとうのことを言つたら、いいところで働けばいいのです。いい結婚をすれば女の子は助かりますよ。そういう者に対して、ですからこの条文をどうしてその特別に行刑的に解釈しなげやならぬかという事は、私も皆さんと一緒にどうして納得がいかな

○法制局長(奥野健一君) それはまた特殊ないろいろな事情のある場合が、この限りではないとか言つてその連れ戻さなくてもいい事例をここに規定することは、これは立法の問題としてそういう事情があれば、その例外を開くことは立法上はもちろんであるだろうと思ひますが、この条文だけは、ただその逃げた者を連れ戻すことができないんじや困る。だから連れ戻す権限があるという、権限をあくまでも規定したもので、その特殊な場合にはそれは連れ戻さないというよりなことは、また特別に規定を設けることによつて、その目的が達せられるのじやないかと思ひます。

○宮城タマヨ君 ついでに伺つておきますけれども、逃走しまして、今言ふように腹芸でも何でもございませうから逃げたおいて、そしてそれで少年院としたら張面づらが合はれないんですから、張面づらを含ませる意味で、処分変更というより新しい規定を設けたらどんなものでございませうか。そして私は子供を逃がしたいものがあるのですよ。ほんとうはどうでしよう。

○法制局長(奥野健一君) それはちよつと、私はどうも答えられませう。

○藤原道子君 私は少年法ができた当時の精神が、宮城委員の言われるようにだんだんだんだんともとへ戻つていふと思ひます。この少年院法をすつと、私も勉強で一生懸命見たのだけれども、今までは手錠とか何とかいうことは一口もないんですね。今度は手錠という言葉が出てくるのです。これは非常にやばい法の精神が變つてきたように思ひます。これは一体どうなんですか。

○政府委員(中尾文策君) まことにその点は私たちが同感でございまして、大へん残念なことに考へております。ただ、この少年院法は昔の矯正院法に比べてまうと、対象が非常に違つております。昔の矯正院法の精神は精神といたしまして、具体的な内容につきましては相当対象者の変化に應じて變つてございませう。特に少年院といふものは、二十才まで引き上げられました結果、今少年院においては半分以上は高年令者となつておりますが、ちよつと二十二、三といふようなものが相当おります。そういういたしまして、昔の、現役兵の兵隊と同じようなものがたくさん入つておるわけでありませう。そういう者に対して、從來考へておりましたような愛の精神、これはもちろん愛の精神でやらなければならぬことはもちろんであります。しかしそのに相当手段を考へなければならぬものではない羽目に追ひ込まれる実情であ

りまして、これは手錠の問題になるわけでありませうが、あんなるべく開放的な家庭的な雰囲気、少年を処遇しようという趣旨はもちろんであります。という、だんだん乱暴をする。もう見るまに障子もガラスも全部壊してしまふ、勝手に外へ飛び出してしまふ、何か仲間と工合の悪い者がおりますために、職員がそれを注意いたしますと、たちまちぶんなぐられてしまふといふようなことがしばしば起るわけでありまして、中に非常に乱暴をやつて、いくら制止してもきかないという

○藤原道子君 それでは局長の御答弁によると、年令が引き上げられたから、やはり乱暴な者がふえた、こゝろおしやるのですか。

○政府委員(中尾文策君) 一番大きな原因はそれだと思ひます。もちろんそれだけが理由ではございませうが、まあ年令のもつと低い者になりますといふと、同じ乱暴をいたしまして、まだそれほどまでにはならないわけでありませうが、私たちの方のいろいろな統計を見ましても、やはり高年令者の少年が乱暴を働いてゐる者が圧倒的に多いという事実から申しまして、そういうふうには言へるだろうと思ひます。

○藤原道子君 私は宮城委員の質問中をちよつといたしたのでございませうから、こゝでいづれあらためてまたお伺ひしますけれども、少年院法の精神からいって、この中へ手錠といふような言葉が入つてくる、もうこれは立法のときの精神はすでにもう失われていると思ひます。こゝういふ点については私も少し考へさせていただきますと思ひます。非常に納得ができない点が多々出て参りますので、それだけ申し上げてこの次に譲ります。

○宮城タマヨ君 それじゃ宇田川局長から、今の十四条の説明を局長の立場で伺ひたいと思ひます。

○説明員(宇田川潤四郎君) 十四条の解釈でございませうが、この条文が少年院の教官に権限を与えたものであるといふことにつきましては、中尾矯正局長の見解と全く同じでございませう。なお、この条文が強制力を用いる場合に

働く規定である、従いまして強制力を用いないで任意に少年を納得づくで少年院へ連れ戻すというような場合とか、あるいは両親などが少年を納得させて少年院の教官とともに連れ戻すというような場合にはこの条文は関係がない条文だと考えております。これも大体中尾局長の説と同じであります。ただ先ほど宮城委員が正業に復しており円満にやっておるのに連れ戻すことは、かえって少年の福祉のために害があるのではないか。保護処分は性格から見てかえってさような措置は妥当を欠くのではないかという御意見につきましては、ケースによってはさようなケースがあると思うのであります。だからといって、そういう場合の救済方法として十四条を宮城委員のように連れ戻すことができるというのであるのだから、連れ戻さなくてもいいのだという場合も含んでおる。それがなかなか少年法の妙味を発揮するゆえんじやなからうかという御説でございますが、今のような場合をまかなうために、十四条をさように解することは、従来の立法の技術から申しまして無理じやなからうかと思ふんでございます。もつともさような場合に、宮城委員のように、少年院に連れ戻さなくて、そしてそのまま正常の生活を送らす、そして少年の福祉をはかるといふようなことにつきましては、私どもの考えといたしましては、立法的な措置が必要なんじやなからうか。あるいは犯罪者予防更生法の仮退院の制度をもつと大幅に活用できるようにしておいたどうか、もしくは旧少年法第三十八条、いわゆる処分変更でございまして、先ほど奥野法制局長は、

この立法については意見を述べかねるというふうなお話でございましたけれども、こういうような問題が考えられ得るべきだというのが私どもの意見でもあり、現場の意見でもあります。もつともこの問題は、犯罪者予防更生法の問題等いろいろ複雑な関係を持ちますので、簡単に結論は出にくいと思ふのでございまして、さような次第でまだ結論が出ていないというのが実情でございます。

○宮城タマヨ君 今十四条の条文の解釈は、宇田川局長の意味はよくわかりましたが、その宇田川局長に私特に伺いたいのは、宇田川局長にしても、矯正局長にしても、ほんとうにこの少年の将来ということについて苦勞して、皆よかれかしと思つていらして、そのおのおの立場で、私もその一人ですけれども、立場が違ふものですから、こういうことをいろいろ言わなくちゃならない、私は苦しくたまらないのです。ですけれども、私はこの刑は刑なきを期すと言つてゐるうちに、ほんとうのことを言つたら、少年院なんか要らないときが来て、もうあんなものをぶつつぶせ、同じ少年院でもあんな大きなものを建てるよりか、小さなものを建てて、そしておのおの私は家庭にみんな帰れるようになったら理想だと思ひます。そうすると、そういうことから言つたら、みんなこの条文を生かして家庭に帰つてしまふばい、逃げてでも何でもよいから、どうせろくでもないあんな教官のもていじめられてゐるよりは、ほんとうに子供のために幸福ですよ。私はそう思う。ですからこの条文をこのまま生かして……みんなそうじやない、これは強制的に連れ戻すところの権限を持たしてある

んだと、皆さんはおつしやるんです。それはそれでいいんです、それもまた必要なですから……。その条文がここにゐるのに、なぜまた新たに、少年を連れ戻しにくくときに判事の令状をもらわなければならぬのですか、宇田川さんの私御意見を聞きたい。

○説明員(宇田川潤四郎君) 現在の十四条の解釈につきましては、現場で非常に疑義があるわけでございまして、その疑義と申しますのは、少年が逃走してから数カ月たつて正業なんかについている場合に、あるいは少年院の教官がこれを発見して連れ戻す、少年が帰ることを納得してゐる場合はよろしいのでございまして、納得しない場合に、果して少年院の職員がこれを強制力をもつて連れ帰ることができるといふことになりまして、現在の憲法の人権擁護の立場から、あらゆる強制力を用いる場合は、裁判所の令状が必要であるという現在の憲法の建前から申しまして不都合なんじやなからうか、もちろん連れ戻す目的は保護であります。決して単なる拘禁じやございせんけれども、少年の方から考えますと、やはり拘禁、自由を束縛されるところになりまして、やはり憲法の人権擁護の精神を尊重いたしまして、やはりそこに連れ戻す一つの手續が必要なんじやないか、これがこの今度設けられましたところの連戻状の制度であります。もつともさような連戻状というふうなものは、あるいは少年の保護についてはふさわしくない面もございまして、しかしながらそれは少年院長の請求によつて家庭裁判所の裁判官が発することになつておりますので、少年院長がこれを請求しない

らば、もちろん家庭裁判所は無理に連戻状を発付するわけではございせんので、それは使わなくてもいいわけでありまして、この連戻状が発付されるような場合は、万やむを得ず少年院長が涙をのんで、普通の方法では、任意の方法では、とうていできないという場合は、万やむを得ず発付を請求するといふようなことでありますので、私もいたしましては、通常生活に返つてゐる少年の生活を擁護するため、今度の改正に施行の点で多少さうでない面もございまして、むしろ少年の福祉を守る、あるいは自由を尊重するといふ意味において適当な制度じやなからうか、こういうふうに思うわけでございまして。

○宮城タマヨ君 それじゃ宇田川局長にお伺いしますけれども、ほんとうにいい少年院長であり、それから少年院の教官でございまして、たとえこの令状をもらつて、そして連れ戻しに行くといふより、そんなことはできない、それは私はできないと言つてたじたじする人であつたら、私はほんとうに信頼のできる人だと思ひます。みんなこんなものは使わない、たとえ法律ができて私たちが使わないと言つたら、どうなります、それは憲法違反ですか、その点はどうでしょう。私はそういうことはあり得ると思ひます。

○説明員(宇田川潤四郎君) 使わないという、使いたくないという、その精神は、私は矯正職員としては非常に尊重すべき精神で、これは大いに賞揚してしかるべきと思ひます。しかしながら實際問題として、使わなくちゃならない事態が発生する場合があるのであり

ます。ことに特少の逃亡者ともなりまして、相当乱暴な者がおりまして、単なる納得づくで帰るといふ任意の方法では、とうてい連れ戻すことができないといふようなことがあると思ひます。それなら放つておくかといふと、やはり矯正教育の実をあげるのには、むしろ復院を拒否する者を連れ戻す必要がある場合が多いのでございまして、やはり連れ戻しを制度によつて連れ戻す、復院せしめることがやはり少年の福祉のために必要だ、こゝろ考へてゐるわけでございまして。

○宮城タマヨ君 あ、そういう場合はですね、まあこつち側の良心的な教育者の立場でいくと、そんな子供なんかはその令状を突きつけて、そして手錠をはめて、どうせもうとてもあつて仕方がないというふうな場合でなければ、これは今使わんとおつしやつたでせう。そういうふうな場合に、令状を突きつけて、どうしても引っぱるんだと言つて、手錠をはめてくるというところは、心に沿わないといふこともですけれども、實際問題としてはそれは少年院の教官じやでございんかと思ひます。取つ組み合つたつて子供に負けますよそれは……。そういうときは警察じやなければ仕方がない、だから警察に連戻状の権限を与えたいといふことでまかなへるじやありませんか。實際問題として子供と取つ組んでそこへ手錠をはめて帰れますか。少年院の教官がたとえ帰れと言つても、まあそんなどうせ教官が良心もない、教育のこともよくわからないような教官なら、やつてくるよと言つても、少年院の教官じやでせうと思ひます。それじゃそういう子供に對

○宮城タマヨ君　その裏を返してみますと、こういうことになるんじゃないかしら。その連戻状をもらつて令状を執行するといふような場合はごくわずかで、それでそのためにこういうものを出しておきますと、なに連れ戻し状をいつでも得るよという低級な職員たちが非常な優越感を持つて、私はこれは彈庄の道具に使いやしないかと、そういうふうに思うのですよ、裏を返してみれば……。だから必要なときはわずかで、有害と考えられる方が私は強くないかと思うのですよ。どうでしよ

ついでに非常な御熱心な貴重な御意見
を拝聴いたしました、ありがとうございます。
少年院が役所の関係でいいます

考えております。

○宮城タマヨ君　今の御説明よくわかりましたが、でもこの法律についての

か。昔はそりじやない、（「そりだ、そりだ」と呼ぶ者あり）作業なんかをしているところに行ってみると、子供だか

に考えます。

○藤原道子君 大体私たちが……、お客さんが来るから青い着物は着せられ

ないで、寝まきを着せるといふ根性がいやなんです。私は、なぜ私たちにほんとうの姿が見せられないんですか、そこにそもそもの間違いがある。私もきのう開所式に行きましたけれども、あれは少年院じゃなくて監獄ですよ。鉄格子は非常にがんじょうなもので、あそこにいる人もこれは非常に一つ今後間を離さなければいけません。おもしろいと思ひます。言つておる人もおもしろい。こまかい鉄格子をして、色彩感覚なんかまるで暗くて、皆なおせじを言つて少年院をほめておいでになつていたけれども、私は心で泣きながら見てきました。児童福祉法を作るときに、歳犯少年をこつちへ入れるといふことは私は反対だつた。子供には悪人はいないのです。子供を悪くするのはおとなの責任なんです。私たちは歳犯少年をこつちへやると、必ず警察関係で行くと、もう取締り、刑罰でゆくのはわかつてゐるから、法律を作るときには、そういう精神であつても、運営は必ずまげられてくる。だから子供の福祉を守る、子供には悪人はいないのだ、おとなが悪いのだから子供を守るという精神で、どこまでも歳犯少年は私は児童福祉法でやるべきだといふことを言つたのですが、皆さんのお力でこつちへ移つたのです。なつた以上は責任を持つてほしい少年院にしてくれなければ困る。きのう行つてみて、私はほんとに心で泣きながら帰つた。おふろなんか狭くて、三百七十人の子供があんなちつぽけなふろでは五、六人しか入れない。そのおふろが二つしかないのですよ。子供がせめておふろに入るときくらいは、のびのび入れてやりたいとは思ひました。

よ。色彩が暗くて、建物全体の色彩が暗い、鉄格子で狭い所へ入れて、保護だとか教育だとかなんという言葉は返上してほしいです。そういう気持ちでございましてけれども、私はこの委員会はいしんまいだからがまんしているのです。だけれどもきのう私が行つて受けた感じはさうでございします。どうぞ保護局長さんから保護課長さんなんか、それとも知らんでごめんなさい。だけれども意味から言つても、私は良心に従つて発言したのである。ほんとうに子供を保護する施設ではない、そういう点は皆さん一つお考えになつていただきたいと思ひます。どうぞお願いいたします。

○政府委員(齋藤三郎君) とくと拝聴いたしました。なお主管の中尾局長も承つておりますので、今後十分注意いたします。

○委員長(成瀬暢治君) 本日はこの程度にいたしまして、委員会はこれにて散会いたします。

午後四時二十六分散会

六月十六日予備審査のため、本委員会は左の案件を付託された。

一、売春等処罰法案(衆)

売春等処罰法案

第一条 この法律は、売春及び売春をさせる行為等に関する刑罰規定を定めることによつて、風紀のびん乱を防ぐとともに、婦人の基本的人権を擁護し、もつて健全な社会秩序の維持に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「売春」とは、婦女が対償を受け、又は受ける約束

で不特定の相手方と性交することを含む。

(売春等)

第三条 売春をした者又はその相手方となつた者は、一万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

2 常習として売春をした者は、六箇月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

(売春の周旋等)

第四条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 売春の周旋をした者

二 売春の周旋をする目的で、人に売春の相手方となることを勧告した者

2 売春を行つ場所を供与した者の罰も、また前項と同様とする。

3 常習として第一項又は前項の罪を犯した者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

(売春をさせる行為)

第五条 婦女を欺き、若しくは困惑させて、又は親族、業務、雇用その他の特殊な関係を利用して売春をさせた者は、五年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が当該売春の対償の全部若しくは一部を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、一年以上十年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

3 第一項の未遂罪は、罰する。

(売春をさせる契約)

第六条 婦女に売春をさせることを内容とする契約の申込又は承諾を

した者は、五年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

(売春施設の経営又は管理)

第七条 営利の目的で、売春を行つ場所を供与することを主たる目的とする施設を経営した者は、一年以上十年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 営利の目的で経営される前項の施設を管理した者は、五年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

(資金等の供与)

第八条 情を知つて、営利の目的でされる前条第一項の施設の経営に要する資金、建物その他の財産上の利益を供与した者は、五年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

(西罰)

第九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の罪を犯したときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金を科する。

(併科)

第十条 第三条第二項又は第四条から第八条までの罪を犯した者に対しては、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して三箇月を経過した日から施行する。

2 婦女に売淫をさせた者等の処罰に関する勅令(昭和二十二年勅令第九号)は、廃止する。ただし、この法律の施行前にした行為に対

する罰則の適用については、同令は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

六月十七日日本委員会に左の案件を付託された。

一、商法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は五月九日)

六月十八日日本委員会に左の案件を付託された。

一、私有財産尊重に関する諸願(第八一四号)

第八一四号 昭和三十年六月十一日受理

私有財産尊重に関する諸願

請願者 東京都新宿区四谷一ノ五 社団法人引揚者団体 全国連合会理事長 北条秀一

紹介議員 千田 正君

私有財産尊重は人類生存の原則であつて、わが国憲法はもとより国連の世界人権宣言にもまたこれを宣明しており、ポツダム宣言も基本的人権を尊重する主旨を明記し、ハーグ陸戦条約を守ることを約束しているにもかかわらず、昭和二十六年締結されたサンフランシスコ対日平和条約は、この原則を破壊し日本民族の生存をおびやかしているから、この危険を除却するため、(一)私有財産はいかなる時、いかなる処においても尊重され、侵害されず、(二)これを侵害した者は嚴重に処断し、国家が公益のために私有財産の存在に變更を加へんとする場合に、これに対して正当なる補償を行ふべきである。以上の趣旨を国会において決議せられたいとの諸願。